

坂出緩衝緑地再整備基本計画策定業務募集要領

1 事業の趣旨・目的

坂出緩衝緑地は、番の州地区や周辺の工業団地の開発に伴い、公害防止や市街地の生活環境保全を目的として整備された都市公園である。整備から40年を超えて木々がうっそうと茂り、安全面、防犯面に対する不安が市民から寄せられている。

本市においては、これまでの本市に対するイメージの「働くまち」から「住みたいまち」への転換を図っており、主に子育て世代の女性をターゲットとして「坂出に住みたい」、「坂出で子育てしたい」と思われるようなまちづくりを進めている。その中で坂出緩衝緑地を重点地区の1つとして位置づけ、緩衝緑地としての機能を維持しつつ「市民の居場所」として、また、周辺のエリアと連携を図りながら、市内外の人々が交流するにぎわい創出の拠点として再整備することを検討している。

本業務は、坂出緩衝緑地におけるにぎわい創出を目的とした再整備に向けた基本計画を策定することを目的とする。

2 業務概要

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 業務名 | 坂出緩衝緑地再整備基本計画策定業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙「企画提案仕様書」のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結日から令和5年3月31日まで |
| (4) 委託上限額 | 16,000千円（消費税および地方消費税を含む。） |
| (5) 支払方法 | 完了払い |

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生計画認可又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (3) 坂出市税、消費税または地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 令和3年度・4年度「坂出市競争入札参加資格者名簿」に登載されていること。
※共同企業体での参加の場合、代表企業が上記名簿に登載されていること。
- (5) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、坂出市建設工事指名停止等措置要領（昭和63年6月1日要綱）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員もしくはその支店もしくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団

- 員である者または暴力団員がその経営に関与している者
- ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団およびアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

4 参加手続

(1) 担当課および問い合わせ先

〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号
坂出市政策部政策課 公民連携・DX推進室
電話 0877-44-5080 FAX 0877-44-5032
メールアドレス koumin-dx@city.sakaide.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

- ア 配布期間：令和4年10月26日（水）～令和4年11月18日（金）
（土曜日、日曜日および祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- イ 配布場所および受付場所
上記（1）の担当課で配布するほか、坂出市ホームページからダウンロードできる。
URL：<https://www.city.sakaide.lg.jp>

(3) 参加申込書類の提出期限、提出場所および提出方法

- ア 提出期限：令和4年10月26日（水）～令和4年11月18日（金）午後5時必着
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。
- イ 提出場所：（1）に同じ。
- ウ 提出書類：
 - ①参加表明書（様式第1号） 1部
 - ②共同企業体で参加の場合
 - ・共同企業体届出書 1部
 - ・共同企業体協定書 1部
 - ・委任状 1部
 - ③提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、共同企業体で参加する場合は構成員全ての任意団体について添付すること。
 - ・団体の規約 1部
 - ・役員一覧 1部
- エ 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）または郵送（書留郵便等に限る。）

5 質疑・回答

- (1) 受付期間：令和4年10月26日（水）～令和4年11月4日（金）午後5時必着
- (2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX または電子メールにより、4（1）に提出すること。
- (3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。
 - ア 件名は「坂出緩衝緑地再整備基本計画策定業務委託に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号および電子メールアドレスを記載すること。
 - ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- (4) 回答日時：令和4年11月11日（金）
- (5) 回答方法：質問への回答は坂出市ホームページに提示し、個別には回答しない。

URL : <https://www.city.sakaide.lg.jp>

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限：令和4年11月29日（火）午後5時必着
- (2) 提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時まで）または郵送（書留郵便等に限る。）
- (3) 提出先：提出先は、上記4（1）の担当課とする。
- (4) 提出書類：

ア	企画提案提出書（様式第2号）	1部
イ	企画提案書（任意様式）	9部（代表者押印のもの1部、コピー8部）
ウ	価格提案書（見積書）（任意様式）	1部
エ	価格見積書の内訳（任意様式）	1部
オ	業務実績（任意様式）	1部
カ	業務体制（任意様式）	1部

(5) 企画提案書の作成方法

ア 提出書類全般

- ・本市は、Microsoft 社の Word, Excel 等を標準ソフトとして採用しているため、左記ソフトウェアにて作成すること。
- ・用紙サイズは A4 版とし、縦置き・横書き・左綴じとすること。ただし、図表等の表現上、用紙・記述方向を一部変更したり、A3 版を折り込んでもかまわない。
- ・1 ページあたりの余白は、上下左 25mm, 右 20mm とし、両面印刷（カラー印刷可）とすること。
- ・表題等は、太文字とし本文とは区別しやすいようにすること。
- ・文字サイズは 10～12 ポイントとすること。ただし、図表等の表現上、一部文字サイズ等を変更してもかまわない。
- ・右上ヘッダー部分に、内容の分かりやすい表題等を記載すること。
- ・ページ番号は、表紙を除いた部分を通し番号とすること。ページ番号は下部中央に印字すること。

イ 企画提案書

- ・表紙を添付すること。
- ・記述にあたっては、説明を要せずとも理解できる内容・表現とすること。記載内容が分からない場合については、評価が低くなる場合がある。

- ・仕様内容等を解釈により捻じ曲げる、または一方的に仕様を無視したような提案の場合は失格となる。
- ・可能な限り具体的に記載すること。具体的な記載がないもの（例：障害発生時は「即座に」対応します。→×，障害発生時は障害把握から「45分以内に」駆けつけ対応します。→○）は、評価できない可能性があるので注意すること。

ウ 価格提案書（見積書）

- ・見積書を企画提案書の提出時に持参すること。
- ・企画提案仕様書等に基づき、本事業に係る合計金額を消費税抜きで記載すること。
- ・提出した企画提案内容の見積書を提出すること。
- ・千円未満の端数は認めない。
- ・代理人に委任する場合は、委任状（任意様式）を添付すること。
- ・見積書を封筒（長形3号とする。）に入れ密封し、事業者の印、又は委任された者の印で封に割り印すること。封筒は、必ずのりで封書すること。（企画提案書提出期限以降に開封致します。）
- ・封筒に、商号又は名称、本事業名を記すこと。

(6) 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された企画提案書は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、坂出市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準総括表」のとおり。また、選定に係る審査は、坂出緩衝緑地再整備基本計画策定業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。

(2) プレゼンテーションおよびヒアリングの実施

企画提案書および価格提案書について、プレゼンテーションおよびヒアリングを実施する。時間、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーションおよびヒアリングについて、上記（1）評価基準に基づいて、選定委員会が評価を行い、各提案者に対し、総合評価点を決定する。

(4) 候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、(3)における価格以外の審査項目にて評価点が高い者を最優秀提案者とし、さらに同点の場合は、選定委員による協議により選定する。
- ウ ア、イにかかわらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。
- エ 提案者が1者のみの場合も審査を実施し、評価の結果において総合点が60点以上であった場合は、当該提案者を候補者とする。総合点が60点に満たない場合または提案者がいない場合は、再度公募を検討する。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する場合は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成および提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合
- エ 市の示す仕様を満たさない提案を行った場合
- オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ 評価に係る選定委員、職員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 特定結果の通知・公表

候補者特定後、参加者全員に特定または非特定の結果を通知する。また、特定結果通知日翌営業日以降において、下記項目等を市ホームページにおいて公表する。

URL : <https://www.city.sakaide.lg.jp>

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点および特定理由
- (2) (1)以外の参加者の名称および総合点
 - ※ (1)以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※ 参加者が(選定業者数+1)者の場合、選定されなかった参加者の得点は公表しない。
- (3) 外部有識者の所属および役職名ならびに氏名

9 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と坂出市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 業務委託料は業務完了後に支払う。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書および価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書および価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリングおよびプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨および単位は、日本語、日本円、日本の標準時および計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。